

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-1 4R社会の実現

01 Let's 4R実践拡大事業

施策

1 事業の目的

循環型社会の形成を目指しごみの減量リサイクルを推進するため、市町村や民間団体等の取組を幅広く支援し4R実践活動等を推進する。

2 事業の内容

(1) 4R実践活動の拡大

ア 食べきり運動の展開(新規)

飲食店等の協力店で、食べきり促進の取組みをモデル的に実施し、効果検証を行うとともに全県展開へ向けた検討を行う。

イ 簡易包装推進運動の展開(新規)

スーパー等の協力店で、詰め替え商品や食品トレイを使わない食料品などの「簡易包装推進キャンペーン」をモデル的に実施し、効果検証を行うとともに全県展開へ向けた検討を行う。

ウ 民間団体等の実践活動推進

民間団体の実践活動(生ごみの水切り・段ボール堆肥化、ミックスペーパーの分別徹底等)の支援を行うとともに、鳥取環境大学と連携し鳥取県独自のコンポスト化の推進を図る。

(2) 市町村等の取組支援

地域の実情に応じた減量リサイクルを推進するため、生ごみや紙ごみの分別回収・資源化、事業系一般廃棄物の減量化、フードリサイクル構築等を推進する市町村等を支援する。

区分	内容
対象者	・市町村等(広域連合、一部事務組合を含む)
対象事業	・生ごみや紙ごみの分別回収・資源化等により減量リサイクルを推進する取組 ・紙おむつや小型家電の資源化等、全県的な取組が見込める取組
対象経費	・新たな分別等に関する住民意識調査、収集運搬経費 ・リサイクル技術等の検討調査経費、施設及び設備導入経費 等
補助率等	・ソフト事業1/2、ハード事業1/3 ・限度額:20,000千円。但し、ソフト事業は5,000千円(広域連合等は10,000千円)

(3) 生ごみ減量リサイクル拡大会議を通じた連携強化

4R推進に意識の高い民間団体、事業者、行政等が一堂に会し、事業系一般廃棄物の削減、フードリサイクルや新たなリサイクルシステムの構築等について意見交換を行う。

3 事業の現状及び課題

- ・民間団体、大学と連携した4R実践活動の拡大や市町村等によるリサイクルシステムの構築等によりリサイクルは進展している。
- ・今後は、ごみ排出量の削減に向けて、関係団体や市町村等と連携して取組を強化する。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-1 4R社会の実現

02 建設リサイクル法による再資源化の推進

施策

1 事業の目的

再資源の有効な利用及び廃棄物の適正な処理を促進することにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 事業の内容

建設リサイクル法によるパトロール(直営)

3 事業の現状及び課題

毎年数件ではあるが無届工事や無許可業者による解体工事実施などの摘発事例が出ている。
法律の目的・効果等を広くPRLしていく必要があると思われる。

連絡先

県土整備部 技術企画課 企画・技術調査担当 電話0857-26-7808

参考URL

鳥取県技術企画課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32672>

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興

01 リサイクル産業事業化促進事業

施策

1 事業の目的

県内の新たなリサイクルビジネスの創出を促進するため、(公財)鳥取県産業振興機構にコーディネーターを設置し、リサイクル産業に関する事業化を支援する。

2 事業の内容

(公財)鳥取県産業振興機構西部支部にリサイクル産業事業化促進コーディネーター1名を配置するため、同機構への配置に必要な経費を補助する。

3 事業の現状及び課題

リサイクルビジネスを確立するためには、技術開発から販路開拓までのノウハウを持っている産業振興機構が主体となりサポートする仕組みが必要。

連絡先

商工労働部立地戦略課 電話0857-26-7564

参考URL

鳥取県商工労働部立地戦略課webサイトより
「環境産業の支援・育成」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27140>

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興

02 リサイクル技術等開発促進事業

施策

1 事業の目的

リサイクルビジネスの創出及び新技術・新商品の研究開発等を支援することにより、県内リサイクル産業を活性化させる。

2 事業の内容

- (1)リサイクル技術・製品実用化事業
企業、大学等が行う廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルに資する技術・製品開発等に助成。
- ・製品開発型 500万円(補助率2/3)×2件
 - ・事業化強化型 700万円(補助率2/3)×1件
- (2)リサイクル産業活性化事業
県や国等のリサイクルビジネスに係る支援制度等をHPにて紹介

3 事業の現状及び課題

- (1)リサイクルビジネスに係る企業等の開発に伴うリスクを軽減し、研究開発意欲を喚起するための支援が必要であり、特許等の先行取得が本県環境産業発展のカギとなっている。
- (2)同時にリサイクル技術や製品の開発だけに留まらず、開発成果を活用し事業展開していくことが必要。

連絡先

商工労働部立地戦略課 電話0857-26-7564

参考URL

鳥取県商工労働部立地戦略課webサイトより
「環境産業の支援・育成」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27140>

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興

03 バーク(樹皮)できのこ支援事業

施策

1 事業の目的

現在、廃棄されている、木材の製材・加工に伴い発生するバーク(樹皮)を、有効活用するための取組を支援する。

2 事業の内容

未利用資源であったバークの新たな活用策(・「きのこ栽培」の事業化に向けた検討、ペレット、堆肥、土壌改良材など)への検討を支援する。

3 事業の現状及び課題

- ・木材の製材・加工に伴い発生するバークの利用は、燃料等にとどまり、そのほとんどが廃棄処分されており、木材関係者の負担となっている。
- ・バークの活用は中山間地域の新たな資源の有効利用につながり、バークの活用方法が確立されれば、県内へ普及が期待される。

連絡先

農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課 電話:0857-26-7264

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興

04 環境産業整備促進事業

施策

1 事業の目的

廃棄物を利活用するための施設・設備等のインフラを整備する企業が金融機関から融資を受ける際に、県から利子補給を行うことで、県内の廃棄物のリサイクルに取り組む企業を支援する。

2 事業の内容

県内廃棄物の適正処理及びリサイクルを行うための施設・設備の整備に係る経費を融資する。

○融資条件

項目	内容	
融資条件	限度額	事業に要する経費で1億円まで(特認2.8億円)
	資金使途	施設・設備の整備費
	期間	10年以内(うち据置2年以内)
	貸付利率	1.66%(変動金利)
	信用保証	全て鳥取県信用保証協会の保証を必要とする。
	信用保証料	年0.45%~1.08%(弾力化料率)
	償還方法	割賦均等償還

3 事業の現状及び課題

県内の廃棄物の再生利用・減量化率は96%(平成23年度実績)となっているが、県内最終処分場の残余容量が減少しつつあり、また、管理型最終処分場がないため、一層の減量化及びリサイクルを促進する必要がある。

連絡先

商工労働部立地戦略課 電話0857-26-7564

参考URL

鳥取県商工労働部立地戦略課webサイトより
「環境産業の支援・育成」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27140>

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興

05 リサイクル製品普及・販売促進事業

施策

1 事業の目的

持続可能な循環型社会の構築に必要な「リサイクル推進」の課題の一つである「リサイクル製品の需要」(出口)を確保するため、グリーン商品の認定やリサイクル製品のPRを充実させるなどして販売を促進する。

2 事業の内容

(1)リサイクル製品販売促進事業

リサイクル製品の需要を確保するため、県外の展示会・見本市への出展及び展示後のフォローアップ等に要する経費の補助

(2)県認定グリーン商品普及促進事業

ア 安全なリサイクル製品の製造を誘導するため、グリーン商品として認定し、県内外でより多くの需要の確保。

イ 鳥取県認定グリーン商品普及促進協議会の展示会出展経費等への補助、後援。

3 事業の現状及び課題

県内で製造されるリサイクル製品の多くが公共工事に依存しているが、公共工事の減少などにより、十分な需要が確保できていない。

連絡先

商工労働部立地戦略課 電話0857-26-7564

参考URL

鳥取県商工労働部立地戦略課webサイトより
「環境産業の支援・育成」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27140>

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興

06 リサイクルビジネスモデル支援事業

施策

1 事業の目的

優れた技術・製品・計画などを有する県内のリサイクル企業等が、これまで市場性や収益性の面からリサイクルビジネスとしての成立が困難とされた分野において、新たなリサイクルビジネスモデルを創出することを目的とした事業に係る費用を助成

2 事業の内容

○応募資格

県内に所在するリサイクルを行う企業(企業又はその組合をいう。以下同じ。)(新規にリサイクル産業に参入する企業を含む)及びリサイクル機器製造関連企業で、助成対象となる事業を行うもの

○助成対象

補助事業	補助率	限度額
県内のリサイクルを行う企業及びリサイクル機器製造関連企業が行う次の事業。 (1)リサイクルビジネス調査事業 市場動向、競合状況、顧客ニーズ、製品活用、コスト比較等の調査事業及びこれらを含む調査委託事業 (2)トライアル調査実施事業 新しいリサイクルビジネスモデルを構築するための実証実験を行う事業	2/3	200万円

3 事業の現状及び課題

一定の地域内において新たにリサイクルビジネスを行うには、そのリサイクル対象物の地域内での現状(排出箇所それぞれのサイトでの排出量や現在の処理費用、運搬コストなど)を詳細に把握し、量・コスト等の面でビジネスとして成立する仕組みを作る必要がある。

また、事業化においては再資源化物の利用箇所の確保(出口対策)が問題となり、再資源化物の販路開拓などには十分な事前調査を行う事が必須。しかし、中小企業にとって経費負担が大きく、十分な調査が出来ていない。

排出事業者にとっては既存の分別・廃棄物処理方法を変えることになるため、現況とリサイクルに取り組んだ場合とを比較して、メリットを示すことが必要。

連絡先

商工労働部 立地戦略課 電話0857-26-7564

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興

07 環境ビジネス交流会事業

施策

1 事業の目的

環境ビジネスに多くの企業が参入し、本県の環境と経済を持続的に発展させる。

2 事業の内容

県内の環境ビジネスに関心のある企業(県内外)、団体、個人等と既に取り組を始めて
いる企業、大学、研究機関等との交流を通して、環境ビジネスに新規参入できるよう
「環境ビジネス交流会」を開催する。

これまでと同様に、「とっとり産業フェスティバル」と合同開催とする。

- (1)開催日 平成26年9月26日(金)10時から17時
9月27日(土)9時から17時
- (2)場 所 米子コンベンションセンター
- (3)主 催 とっとり産業フェスティバル2014(同実行委員会)
鳥取環境ビジネス交流会2014(鳥取県)
- (4)内 容 ・基調講演
・企業展示会・商談会
・山陰発シーズ発表会
・産学官連携交流会 等

3 事業の現状及び課題

平成21年度から実施し、平成22年度からは「とっとり産業フェスティバル」と合同開
催し、企業の製品・技術や学術機関の研究発表等を行っている。

平成24年度及び平成25年度は、本交流会のビジネスマッチング機能をより高める
ため、県外バイヤーの招致誘導を強化し、出展企業等との新たな商談機会を創出し
た。

連絡先

商工労働部立地戦略課 電話0857-26-7564

参考URL

鳥取県経済産業総室のwebサイトより
「とっとり産業フェスティバル2013」&「鳥取環境ビジネス交流会2013」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=147466>

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興

08 ブラウン管ファンネルガラスのリサイクル技術実証化研究事業

施策

1 事業の目的

廃ブラウン管ファンネルガラスを再資源化するため、これまでに確立した鉛ガラスから鉛を分離する技術について、連続的な処理施設を設置し、実証研究を行う。

2 事業の内容

- (1) ファンネルガラスから鉛を揮発分離する技術について、連続処理により実証研究を行う。
- (2) 実証研究においては、分離技術の実証と課題の抽出を行い技術の完成度を向上させるとともに、鉛回収物及び再生ガラス材の品質の評価とリサイクル手法を確立する。
- (3) 経済性の分析により事業の実施性や課題について整理する。

3 事業の現状及び課題

これまでの実験室内での研究により、ブラウン管ファンネルガラスからほぼ100%の鉛を揮発分離する技術を確立した。しかし、技術の完成度を高めて実用化を目指すためには、実証試験を行う必要がある。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 リサイクルチーム 電話:0858-35-5416

参考URL

鳥取県衛生環境研究所webサイト:<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興

09 レアメタル等希少金属の再資源化に関する研究

施策

1 事業の目的

廃小型家電、ガラス類等に含まれるレアメタル等の希少金属のリサイクルを目的として、新規のリサイクル技術を開発を行う。

2 事業の内容

- (1) 廃電子基板中の素子に含まれる希少金属の分析
- (2) 還元分相、揮発分離を利用した金属分離・濃縮技術の確立
- (3) 湿式法による希少金属の回収

3 事業の現状及び課題

廃小型家電には、レアメタル等希少金属が集積している。現在、一般家庭からは不燃ごみ等として廃棄され、鉄、アルミ等を除き、希少金属はリサイクルされていない。そこで、廃小型家電等から、多様な希少金属を回収、適正なりサイクルを進めるため、新規の分離・回収技術の開発が必要とされている。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 リサイクルチーム 電話:0858-35-5416

参考URL

鳥取県衛生環境研究所webサイト:<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 リサイクル産業の振興

10 焼却灰の無害化及び再資源化に関する研究

施策

1 事業の目的

一般廃棄物焼却灰の資源化を進め、鳥取県のリサイクル率の向上を図るために、焼却灰の簡易な無害化技術を確立する。

2 事業の内容

- 一般廃棄物焼却灰中の重金属を、より簡易に無害化するために次のことを行う。
- (1) 焼却灰の無害化技術(エージング法)の実証試験
 - (2) 無害化された焼却灰の資材化と製品の安全性評価
 - (3) 飛灰の無害化に関する検討

3 事業の現状及び課題

鳥取県西部地区では焼却灰を溶融処理してスラグとして資源化しているが、東部地区及び中部地区では焼却灰は資源化されていない。焼却灰を土木資材等にリサイクルするためには、含まれる鉛等の重金属の安全性の確保が不可欠であり、より簡易かつ安価な無害化技術の確立が重要である。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 リサイクルチーム 電話:0858-35-5416

参考URL

鳥取県衛生環境研究所webサイト:<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-3 低炭素社会との調和

01 Let's 4R実践拡大事業[再掲(紙おむつの資源化)]

施策

1 事業の目的

循環型社会の形成を目指しごみの減量リサイクルを推進するため、市町村や民間団体等の取組を幅広く支援し4R実践活動等を推進する。

2 事業の内容

(1) 4R実践活動の拡大

ア 食べきり運動の展開(新規)

飲食店等の協力店で、食べきり促進の取り組みをモデル的に実施し、効果検証を行うとともに全県展開へ向けた検討を行う。

イ 簡易包装推進運動の展開(新規)

スーパー等の協力店で、詰め替え商品や食品トレイを使わない食料品などの「簡易包装推進キャンペーン」をモデル的に実施し、効果検証を行うとともに全県展開へ向けた検討を行う。

ウ 民間団体等の実践活動推進

民間団体の実践活動(生ごみの水切り・段ボール堆肥化、ミックスペーパーの分別徹底等)の支援を行うとともに、鳥取環境大学と連携し鳥取県独自のコンポスト化の推進を図る。

(2) 市町村等の取組支援

地域の実情に応じた減量リサイクルを推進するため、生ごみや紙ごみの分別回収・資源化、事業系一般廃棄物の減量化、フードリサイクル構築等を推進する市町村等を支援する。

区分	内容
対象者	・市町村等(広域連合、一部事務組合を含む)
対象事業	・生ごみや紙ごみの分別回収・資源化等により減量リサイクルを推進する取組 ・紙おむつや小型家電の資源化等、全県的な取組が見込める取組
対象経費	・新たな分別等に関する住民意識調査、収集運搬経費 ・リサイクル技術等の検討調査経費、施設及び設備導入経費 等
補助率等	・ソフト事業1/2、ハード事業1/3 ・限度額:20,000千円。但し、ソフト事業は5,000千円(広域連合等は10,000千円)

(3) 生ごみ減量リサイクル拡大会議を通じた連携強化

4R推進に意識の高い民間団体、事業者、行政等が一堂に会し、事業系一般廃棄物の削減、フードリサイクルや新たなリサイクルシステムの構築等について意見交換を行う。

3 事業の現状及び課題

- ・民間団体、大学と連携した4R実践活動の拡大や市町村等によるリサイクルシステムの構築等によりリサイクルは進展している。
- ・今後は、ごみ排出量の削減に向けて、関係団体や市町村等と連携して取組を強化する。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

01 一般廃棄物適正処理推進事業

施策

1 事業の目的

市町村が行う一般廃棄物行政について必要な助言等を行うとともに、一般廃棄物の処理状況等の調査を行い、市町村、県民への情報提供等を通じてごみ減量・リサイクルの普及啓発を図る。

2 事業の内容

- ・一般廃棄物処理に係る助言
- ・一般廃棄物処理施設整備に係る助言(循環型社会形成推進交付金の活用)
- ・容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法等に関する業務
- ・下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理事業等合理化に関する特別措置法に関する業務
- ・一般廃棄物処理事業実態調査業務
- ・「一般廃棄物の処理事業の概況」等統計資料の作成

3 事業の現状及び課題

東・中・西部地区において施設整備等の実施が予定されている。

【当面の施設の主な整備予定】

- ・東部広域:可燃物処理施設整備事業(平成26年度:埋蔵文化財調査等)
- ・中部広域:廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(平成26年度:基幹改良工事)
- ・西部地域:汚泥再生処理センター整備事業(平成26年度:生活環境影響調査、設計等)

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物・リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

循環型社会推進課webサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

02 産業廃棄物適正処理推進事業

施策

1 事業の目的

- 循環型社会を確立するため、
- (1) 自主的な取組の推進
排出事業者に対し、産業廃棄物の減量・リサイクルを積極的に働きかけ、産業廃棄物の排出削減・リサイクルを図る。
 - (2) 法令による規制の徹底
廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理施設設置等の許認可を適正に行うとともに、廃棄物処理施設等への立入検査を徹底し、産業 廃棄物の適正処理を確保する。

2 事業の内容

- (1) 自主的な取組の推進
 - ・産業廃棄物実態調査により、排出量、リサイクル率、処理方法、将来予測を把握する。
 - ・産業廃棄物実態調査の結果を踏まえ、排出事業者(特に多量排出事業者)に対しきめ細かい減量・リサイクルを働きかける。
- (2) 法令による規制の徹底
 - ・廃棄物処理法に基づく許認可申請(廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物処理業の許可等)の審査を行う。
 - ・産業廃棄物処理施設等に対する立入検査を実施する。
 - ・廃棄物処理施設に立入検査を実施し、維持管理状況の確認、水質検査を実施する。
- (3) 産業廃棄物処理業者実務研修会
 - ・産業廃棄物処理業者を対象に廃棄物に関する知識や新しい制度等の情報を提供するための研修を行う。

3 事業の現状及び課題

- ・平成23年度のリサイクル率は76%、前年度より1%減少しているため、排出量の多い多量排出事業者や建設業者を中心に、排出抑制及びリサイクルアップに向けたきめ細かい指導・助言を行っていく必要がある。
- ・産業廃棄物の適正処理を確保するため、優良な排出事業者・処理業者を育成するとともに、廃棄物処理施設等の監視・指導を徹底する必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7681

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「循環型社会推進課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

03 PCB廃棄物処理対策推進事業

施策

1 事業の目的

平成13年6月に「PCB廃棄物特別措置法」が施行されたことに伴い、保管事業者は平成28年7月までにPCB廃棄物を処理することが義務付けられた。

その後、平成24年12月に政令改正があり、処理期限が平成39年3月末に延長された。

県内のPCB廃棄物については、北九州市の拠点的広域処理施設において処理されることとされており、県内のPCB廃棄物の早期かつ計画的な処理を促進し、PCB廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図る。

2 事業の内容

- (1) 独立行政法人環境再生保全機構が設置する中小企業者支援のための基金に資金を拠出
- (2) 平成26年度に「低濃度PCB汚染機器処理支援事業補助金」を創設し、中小企業が行う低濃度PCB廃棄物の処理を推進する
- (3) 鳥取県PCB廃棄物処理計画の普及啓発
 - ・電気保安関係団体等とも連携を図りながら、使用中・保管中のPCB含有電気機器等の実態把握を行う
 - ・PCB廃棄物保管等届出の徹底、適正処理推進のための監視指導を行う
 - ・保管事業者や収集運搬業者に対し保管・運搬基準の遵守、指導を行う
 - ・届出書の縦覧、説明会の開催、ホームページによる普及啓発を行い県民、事業者等の理解の促進を図る

3 事業の現状及び課題

- ・平成13年7月「PCB廃棄物特別措置法」施行
 - ・PCB廃棄物保管事業者に平成39年3月までの処理義務発生 ↓
 - ・県内のPCB廃棄物(低濃度PCB廃棄物を除く)については、日本環境安全事業株式会社北九州事業所において処理することとなり、現在のところ北九州事業所の稼働期限が平成27年3月となっていることから処理の周知・推進が必要。
 - ・保管中のPCB廃棄物については、適正保管を指導してきており、概ね適切な保管状況。
 - ・低濃度PCB廃棄物については、国が認定する無害化処理施設等において処理(現在、全国で17施設)。低濃度PCB廃棄物については把握が十分でなく不適正な処理が行われる懸念があるため、その把握、周知が必要。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「PCB対策」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28369>

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

04 産業廃棄物最終処分場の設置に向けた取組み(環境管理事業センター支援事業)

施策

1 事業の目的

産業廃棄物最終処分場の整備を推進するため、(公財)鳥取県環境管理事業センターに対して必要な支援を行う。

2 事業の内容

- 産業廃棄物最終処分場の建設に向けて、センターの管理運営費に対して補助
 - ・処分場安全性調査 住民理解の促進を図るために必要な経費(地下水流向等調査ほか)
 - ・管理運営費 人件費、運営費等
- センターに対して技術的な支援

3 事業の現状及び課題

- 平成6年12月、県・市町村・民間が出資して、環境管理事業センターを設立し、今日まで候補地の選定、地元協議など管理型最終処分場の建設に向けて取組んできた。
- 平成18年秋から、センターは新たな候補地において、民間事業者と事業提携する方式での処分場建設を目指し協議を行ってきた。
- 平成20年5月、センターは新たな管理型最終処分場の候補地を公表、民間事業者は事業計画づくりに着手し、平成24年2月、民間事業者を事業主体とし、センターが公共関与する事業提携方式で処分場を整備する方針を決定、公表した。
- 現在、民間事業者は、生活環境影響調査や実施計画の策定を進めている。
- センターと民間事業者は、処分場の必要性や安全性等について地元説明会を開始しており、引き続き丁寧な説明を行うとともに、他県施設の視察や専門家による説明等も行いながら、地域住民の理解を得ていく必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 電話0857-26-7681

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「循環型社会推進課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

05 農業用廃棄物適正処理の推進

施策

1 事業の目的

農業用使用済プラスチックの不法投棄や野焼きを防止するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく適正処理を周知するとともに、使用済プラスチックの仕分けによりリサイクル向けの回収を推進する。

2 事業の内容

- (1) インターネットによる普及啓発
- (2) 処理状況調査の実施

3 事業の現状及び課題

リサイクル率 51.1%(平成24年度)

連絡先

農林水産部 農業振興戦略監 生産振興課 生産環境担当 電話0857-26-7415

参考URL

鳥取県生産振興課のwebサイトより
「有機農産物・特別栽培農産物に関すること、農薬の適正使用に関すること」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=63864>

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

06 畜産農家環境保全指導事業

施策

1 事業の目的

畜産農家における家畜排せつ物の適正管理の監視・指導による問題発生への低減と、家畜排せつ物の有効利用及び利用促進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

- (1) 農場からの相談または発生した苦情に対する一般指導の実施
- (2) 常習的または悪質な不適正管理の場合の法的措置
- (3) 水質検査及び臭気検査の実施と検査結果に基づく指導の実施
- (4) 環境保全に関する取組みを推進するための協議会の開催と研修参加等による情報収集及び提供

3 事業の現状及び課題

- ・畜産農家における苦情発生件数は暫減傾向(平成24年7月～平成25年6月の発生件数6件)
- ・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく勧告、改善命令等の事例はH24年度はなし(全て一般指導の対象)
- ・毎年度県内十数カ所を目的に畜産関係施設周辺の排水の水質検査及び臭気検査を実施(H25年度:水質検査11カ所、臭気検査16カ所)
- ・関係機関との協議会を例年1～2回程度開催

(課題)

- ・苦情発生の原因となっている畜産関係施設は特定の施設に固定化の傾向。特に臭気問題の改善が困難なケースがある。
- ・水質汚濁防止法の改正により、硝酸態窒素の基準が定期的に見直しされることから、基準に適応した畜舎汚水処理の指導を行なう。

連絡先

農林水産部 畜産課 衛生環境担当 電話0857-26-7287

参考URL

鳥取県畜産課のwebサイトより
「家畜排せつ物法の概要」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38447>

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

07 産業廃棄物処理施設紛争予防事業

施策

1 事業の目的

廃棄物処理施設の設置に関する紛争の発生を防ぐため、「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続きの適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」に基づき、紛争発生時の意見調整等を行う。

2 事業の内容

- (1) 条例に基づく事業者等への指導・助言
必要に応じ、学識経験者等から意見聴取を実施。
- (2) 紛争発生時の意見調整
知事が主催する会議において、事業者及び関係住民の理解促進、紛争解決を図る
- (3) 廃棄物審議会における調査審議
意見調整結果等の審議

3 事業の現状及び課題

- (1) 手続状況(平成26年3月31日時点)

平成20年度開始	9件(未了0件)	うち、意見調整に至ったもの0件
平成21年度開始	9件(未了1件)	うち、意見調整に至ったもの1件
平成22年度開始	9件(未了0件)	うち、意見調整に至ったもの0件
平成23年度開始	6件(未了4件)	うち、意見調整に至ったもの0件
平成24年度開始	5件(未了1件)	うち、意見調整に至ったもの0件
平成25年度開始	5件(未了2件)	うち、意見調整に至ったもの0件

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=29336>

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

08 廃棄物・循環資源のリスク管理のための新規試験法の開発

施策

1 事業の目的

廃棄物及び再生製品等の循環資源に含まれる重金属の適正な管理を進めることを目的として、簡易試験法等の開発を行う。

2 事業の内容

- (1) 製造施設、処分場等の現場における日常的な廃棄物・再生材等の品質管理に利用することを目的とした、簡易な溶出試験法の確立
- (2) 長期的なリスク評価を目的とした、再生製品の新規の安全性評価法(アベイラビリティ試験法)の確立

3 事業の現状及び課題

産業廃棄物、廃棄物再生材、焼却灰の安全性の判定には溶出試験が用いられる。しかし、公定法による検査は、時間と高度な技術が必要であり、現場検査として用いるには課題がある。また、廃棄物再生材の安心・安全を確保し、利用促進を図る上で、より長期的なリスク評価の必要性も指摘されている。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 リサイクルチーム 電話:0858-35-5416

参考URL

鳥取県衛生環境研究所webサイト:<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

09 廃棄物不法投棄対策強化事業

施策

1 事業の目的

産業廃棄物等の不法投棄・不適正処理事案に対して、迅速な現場対応や的確な撤去処理の実施のための体制整備、行政と各種関係機関・県民との連携を通じた取り組みによる不法投棄の解決及び未然防止を推進する。

2 事業の内容

(1) 本庁への警察官、各総合事務所への警察官OBの配置

平成12年から、生活環境部循環型社会推進課に不法投棄担当官として警察官1名、東部・中部・西部の各総合事務所に廃棄物適正処理推進指導員として警察官OBを各1名ずつ配置して、不法投棄対策を推進。

(2) 不法投棄24時間監視カメラと無人警報装置の設置

県内の不法投棄多発地帯に移動式監視カメラ7台を設置するとともに、県下全市町村に固定式監視カメラ又は対人センサー付き無人警報装置計25機を設置し、監視体制を強化。

(3) 普及・啓発活動

- ・警察、自治体、地域住民、産業廃棄物協会等との合同パトロール・不法投棄物撤去活動等を実施。
- ・県警ヘリコプターに依頼し、スカイパトロールを実施。
- ・海上保安庁との合同シーパトロールを実施。
- ・民間団体との不法投棄通報協定の締結による監視体制の強化
- ・不法投棄防止啓発用マグネットシート等を車両に貼付しての啓発活動を実施

(4) 各種媒体を活用した広報の実施

- ・県政だより等による広報活動の実施

3 事業の現状及び課題

- (1) 不法投棄の発見件数は、平成13年度をピークに減少傾向に転じ、平成17年度からは再び増加傾向にあったが、平成21年度以降は減少に転じている。
- (2) 投棄された廃棄物は、生活ごみ、不要家電製品等の一般廃棄物のポイ捨てが約9割で、住民個々のモラルの低下が危惧される。
- (3) 不法投棄対策を効果的に実施していくため、重点警戒箇所の見直しなど市町村や関係団体との連携を一層強めていく必要がある。
- (4) 人の目が常時届かない山間部では、今後も、市町村独自の監視カメラの設置を要請するとともに、県も高度な監視カメラの導入を行い、不法投棄撲滅に向けて有効に活用していく必要がある。
- (5) 広域的な不法投棄通報・監視活動をより推進するため、「不法投棄の情報提供に関する覚書」を締結している民間団体との連携の充実を図っていく必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

10 不法投棄廃棄物処理事業

施策

1 事業の目的

私有地に不法投棄された産業廃棄物を市町村の協力を得て迅速かつ適正に処理するとともに、個別の不法投棄事案について検討会議を行い、事案の早期処理及び環境の保全を図る。

2 事業の内容

(1) 廃棄物処理事業

私有地に不法投棄された投棄者不明の産業廃棄物等の処理を行う市町村に対し、処理経費を支援する。(補助率:1/2)

(2) 不法投棄対応等検討会議

不法投棄等の個別事案について、廃棄物の処理、行政処分等について検討するため、検討会議を開催し、事案の早期処理を実現する。

3 事業の現状及び課題

(1) 近年、大規模な不法投棄事案が発生し、事案も悪質・複雑化しており、個々具体的な事案に即応した法律判断や警察との連携が必要とされる。

(2) 不法投棄事案処理にあたっては、生活環境への影響を最小限に留めるため、早期に事実を認定して行政処分を実施するとともに、第二第三の不法投棄を抑止するため迅速な原状回復及び事案の拡大防止を図る必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「循環型社会推進課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

11 環境美化対策事業

施策

1 事業の目的

県内各地で空き缶、たばこの吸い殻等のポイ捨て禁止の呼びかけや清掃活動等の取組が行われているものの、依然としてごみのポイ捨ては後を絶たない状況にある。ごみのポイ捨ては、基本的に個人のモラルに関わる部分であるため、環境美化に対する一層の意識向上を図るための持続的かつ効果的な普及啓発を実施する。

2 事業の内容

- (1) 環境美化キャンペーン
鳥取県環境美化の促進に関する条例に基づく「環境美化推進月間」(9月及び10月)中に開催される各種イベント会場等で啓発活動を実施する。
- (2) 環境美化の促進について広報
- (3) 広告誌や広告塔等の媒体を活用して啓発を実施するとともに、市町村の美化活動の紹介などにより県民への参加の呼びかけを行う。

3 事業の現状及び課題

- 各市町村においても美化活動が盛んに行われ、環境美化に対する意識も年々向上していると考えられる。しかし、空き缶等のポイ捨ての不適正処理が依然として残っている。
- 引き続き県民等へ環境美化について啓発していくとともに、市町村に対しては美化活動及び独自条例制定の働きかけをしていく必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「県内の環境美化活動の推進」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27156>

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

12 クリーンアップin加茂川

施策

1 事業の目的

河川直接浄化対策の一つとして、スーパーボランティア「加茂川まつり実行委員会」が実施する旧加茂川の水草刈り、ごみ拾い等の環境美化活動を県も連携して実施する。

2 事業の内容

- 清掃活動で川から陸揚げされた水草の処分(堆肥等へ再資源化)について県が支援する。
- 清掃活動区間外の上流域は県が水草刈りを実施する。

3 事業の現状及び課題

毎年7月に清掃活動は実施され、地元商店街、周辺自治会、一般ボランティアを含め100名を超える多くの方々にご参加いただいている。しかしながら、現在の賑わいが今後継続するのか未知数で、環境美化活動へ参加してもらう機運を高めていく必要がある。

連絡先

鳥取県西部総合事務所米子県土整備局維持管理課 電話0859-31-9711

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 廃棄物の適正処理体制の確立

13 海岸漂着ごみ等処理事業

施策

1 事業の目的

県内の海岸における漂着ごみ等を迅速かつ適正に処理することにより、海岸の景観や環境の保全を図る。

2 事業の内容

海岸管理者が実施主体となって、関係市町村等と連携し、公共海岸等の海岸漂着ごみ等の処分等を行う。

3 事業の現状及び課題

(1) 海岸漂着物等処理法の成立

○平成21年7月15日に、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の推進に関する法律」(海岸漂着物等処理法)が施行。

当該法では、海岸管理者等が海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずることを明記。

↓
海岸管理者としての処理責任の明確化。

(海岸管理者)…海岸法又は他の法令により海岸の土地を管理する者

区分	海岸管理者	海岸漂着物処理者(実施主体)	
		改正前	改正後 (平成21年7月～)
公共海岸	県	市町村	県
その他	土地所有 市町村	市町村	土地所有 市町村

(2) その他

平成26年度は、「地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)」を原資に「鳥取県海岸漂着物対策基金」を造成し、海岸漂着物の処理・発生抑制に取り組む。ただし、平成27年度以降は国からの財政支援が確立されていないため、引き続き要望を行う。

また、いかに発生抑制を図るか、どのように地元市町村等とより密な連携を図っていくか等の検討を行っていく必要がある。

連絡先

県土整備部 河川課 管理担当 電話 0857-26-7377
空港港湾課 電話 0857-26-7348

参考URL

鳥取県河川課のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28143>
鳥取県空港港湾のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28145>